

資料

実施計画 素案

B グループ

基本目標 5 住民と行政が共に考え未来へつなぐ自治のまちづくり

5-2 時代に即した行財運営と行政サービスの推進

5-2-2 健全な財政運営

主管課 政策推進課

1 現状と課題

本町の財政は、町税等の自主財源のみで行政サービスを賄うことが難しい構造にあり、国・道補助金や地方交付税等の依存財源が歳入の約60%を占めており、これらに大きく支えられています。一方で、人口減少・少子高齢化の進行に加え、物価高騰や人件費上昇の影響により、歳入の伸びが見込みにくい中で、委託料をはじめとする経常経費が増加しやすく、財政の硬直化が進みやすい状況にあります。

また、公共施設や道路・橋りょう等のインフラの老朽化対策に加え、十勝圏での一般廃棄物新中間処理施設整備等、将来に必要な投資を計画的に進める必要があることから、一定の財政支出は避けられない状況にあります。直近の令和8年度一般会計当初予算では約155億円と大きな規模となり、主要事業の計上や単価上昇の影響が反映されています。歳入面では普通交付税の大幅な増額を見込むことは難しく、基金を取り崩し一般財源の確保をしており、基金残高の確保と財政運営の弾力性の維持が課題となっています。

このため、歳入面では町税収納率の維持・向上をはじめ、使用料・利用料の適正な受益負担の点検・見直しとともに、寄附金であるふるさと納税等「稼ぐ行政」を推進し、自主財源の確保に努める必要があります。一方、歳出面では、令和7年度から令和9年度を事務事業見直しの集中期間と位置付けていることを踏まえ、行政評価と予算を連動させた見直しを一層徹底し、スクラップ・アンド・ビルドによる「選択と集中」を進める必要があります。

あわせて、特別会計・事業会計の自立性・健全性の確立を図り、一般会計への影響を抑制するとともに、今後は中期財政計画に加えて町の長期的な財政見通しなど、財政状況のわかりやすい公表に努め、町民・議会等との共有を図ることが求められます。

2 施策の方針

安定した行政サービスの提供に向け、収支バランスがとれた健全な財政運営をすすめます。

対象	町財政
意図	財政が健全な状況である（一般・特別・事業会計） →収支のバランスが取れ、黒字の状態
結果	行政サービスを安定的に提供できる

3 施策の主な内容

（1）歳入の確保

- ・町税については、税務署、十勝総合振興局との協力による納税意識の高揚・啓発、滞納者に対する行政サービス制限や十勝市町村税滞納整理機構との連携による滞納処分を行い、歳入の確保を図ります。
- ・「徴収一元化」体制の継続による効果的な徴収と、納入者の利便性を図るためコンビニ納付やスマートフォン決済アプリによる納付の継続、QRコードを用いた納付方法の導入など、住民にとって納入しやすい納付環境の整備を進めます。
- ・「稼ぐ行政」の考え方を念頭に、ふるさと納税の返礼品の磨き上げ・新規開発、効果的な情報発信、寄附者との関係づくり等を進め、地域内経済循環の促進を図ります。また、企業版ふるさと納税についても、企業との協力関係の構築を進め、さらなる自主財源確保に向けた取り組みを進めます。

(2) 歳出の抑制

- ・施策評価、事務事業評価結果を踏まえた3年ローリングによる実行計画を策定し、マネジメントサイクルのなかで事務事業の目的と効果を点検します。
- ・予算投入と成果の妥当性を念頭に置き、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、事業の優先順位付けと取捨選択を進め、歳出の抑制を図ります。
- ・公共施設、インフラの老朽化対策については、計画に基づき長寿命化等を進めるとともに、複合化・集約化、民間活力の導入等を含め、公共ファシリティマネジメントの視点から将来負担の平準化を図ります。
- ・物価高騰や人件費上昇等の環境変化を踏まえ、委託内容や運用の見直し等により、サービス水準を確保しつつ、コスト上昇の抑制に取り組みます。
- ・特別会計・事業会計の繰出しが一般会計の収支に影響を及ぼしていることから、独立採算性の原則を踏まえ、自立性・健全性の確立に向けた点検と改善を進めます。

(3) 財政状況の共有化

- ・町民に対し、財政状況の理解が深まるよう情報公開を行うため、ホームページや広報誌を通じ、わかりやすく的確な内容に努めます。
- ・財政指標、基金残高、主要事業の状況等について、町民・議会からの意見も踏まえ、見せ方を工夫しながら財政状況の共有を進めます。

(4) 財政計画の策定

- ・財政計画を策定し、中・長期的な財政見通しを明らかにします。また、財政計画は毎年度見直しを行い、その内容を公表します。
- ・「選択と集中」「スクラップ・アンド・ビルドの徹底」「特別会計・事業会計の自立性・健全性の確立」等の考え方を財政計画と連動させ、計画と予算の整合を高めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値 (R7)	目標値 (R12)
①経常収支比率	地方財政状況調査	89.9% (R6)	95.0%
②健全化判断比率（実質公債費比率・将来負担比率）	地方財政状況調査	実質公債費比率 9.2% (R6) 将来負担比率 66.8% (R6)	実質公債費比率 17.0%未満 将来負担比率 100.0%未満
③町税収納率	地方財政状況調査	99.8% (R6)	99.9%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組み	担当課	方向性	R9	R10	R11	R12
納入しやすい環境の拡充	住民税務課		実施			
財政状況の公表	政策推進課		実施			
財政計画の策定	政策推進課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・安定的な税の収納ができるよう、効率的・効果的な徴収の実施と納税意識の啓発
- ・基金の活用による運用益の拡大、ガバメントクラウドファンディング、ネーミングライツなどによる資金調達などあらゆる手段による財源確保の検討

基本目標 1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化

1-1-1 担い手育成と農業の応援団づくり

主管課 農林課

1 現状と課題

本町農業は、恵まれた資源を活かし、小麦、てん菜、ばれいしょ、豆類及びスイートコーンなどの作付けを中心に、長いもやごぼうなどの野菜類の作付けを加えた大規模畑作農業経営と大規模化が進む畜産経営により、農業全体として堅調に推移しています。また、農産物加工や物流、農機具メーカーなどの関連産業を含め地域経済の発展に大きく寄与しています。

国が策定した「食料・農業・農村基本計画」においては、令和12年度までの食料自給率（カロリーベース）の目標を45%と設定し、特に「農業の持続的な発展」のなかでは、担い手の育成・確保、経営所得安定対策の着実な推進、農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保が明記されており、本町においても、将来にわたる安定的な農業・農村づくりが大きな課題として顕在化している状況にあります。

本町では約600戸の農家が約20,000haを耕作していますが、毎年10戸前後の離農や農業経営者の高齢化が進む一方、経営の大規模化や作業負担の大きい野菜作付けの増加、畜産・酪農における通年労働力が不足しており、家族労働の限界、雇用労働力の確保が難しく、本町の基幹産業である農業を発展・持続させるための「労働支援体制の拡充」は、重要課題として早急に対策を検討する必要があります。

また、**食料安全保障の確保に向けては**、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることを鑑み、国際的な食料の需給、貿易に影響を与え得る新たなリスク等に対し、諸外国の動向を注視し、情報収集をしたうえで、国の対策についての要望活動や町行政としてできることの検討を進めなければなりません。

本町農業が私たちの生命と健康の基本である「食」を提供する重要な役割を担うことについて、町民が教育活動や体験活動を通じて理解を深めることは大変重要なことです。これまでも実施してきた「めむろまるごと給食」、「めむろ農業小学校」、「食農教育」、「農家民泊」などの食育推進活動をとおして農業の応援団づくりを進める必要があります。また、生産者と関連事業者、消費者などが連携して、地域農業を支える取組を進める必要があります。

さらには、長期にわたって安定した農業生産と経営を実現するため、JAめむろが推進する「十勝めむろブランド」の確立に向けての加工・流通施設への支援や地元農業者で構成する生産・加工・流通組織への支援など、芽室町産農畜産物のPRとさらなる販路拡大を図る必要があります。

2 施策の方針

農業経営体の育成と新たな担い手の確保を推進し、町民の「食」と農業に対する理解の促進を図り、持続可能な農業による活力あるまちづくりを目指します。

対象	農業経営体 町民
意図	農業経営体の育成と新たな担い手確保による、経営の安定・拡大 担い手への農地集積 町民の「食」に対する理解促進
結果	専業経営を中心とした、発展・持続する土地利用型農業の推進

3 施策の主な内容

(1) 担い手の育成・確保と労働力支援体制の継続

- ・農業経営体の育成にかかる「農業担い手育成支援事業」を継続し、新たな担い手・農業後継者への支援を行います。
- ・農業経営体の雇用労働力の確保、配偶者対策など農業後継者や生活の安定に向けた対策を総合的に

解決するため、農業関係機関・企業とも連携して支援を行います。また、農業従事者の住宅確保のため、雇用促進住宅等の活用を推進します。

(2) 芽室町農業再生協議会との連携（経営所得安定対策、国内農業・国際経済政策への対応）

- ・経営所得安定対策による経営支援、諸外国との経済連携協定及び交渉状況の把握と対策の検討は、「芽室町農業再生協議会」が中心となって行います。また、国内農業政策の周知や事業実施の検討を行います。

(3) 食育・地産地消に関する事業の拡充（農業の応援団づくり）

- ・町内農畜産物を活用し、学校給食で実施する「めむろまるごと給食」を継続します。また、体験型の食育推進活動として実施してきた「めむろ農業小学校」は、運営体制や事業内容の見直しを随時行い、さらなる成果向上を目指します。
- ・生産者と消費者の交流の場となっている「めむろの恵みフェスタ」を実施し、地元農産物を知ってもらうことを中心に、地域の活性化、地産地消の取組を推進します。
- ・十勝・芽室農業の応援団づくりのため取り組んでいる「農家民泊」（めむろ農家民泊研究会）への支援や、教育委員会と連携した、町内児童対象の「食農教育」などの取組を継続します。

(4) 耕地防風林造成支援対策

- ・生産性向上だけでなく、将来的・長期的な農業経営や景観保全の観点から実施している「耕地防風林造成支援対策」を継続します。

(5) 芽室町農畜産物のPRと消費・販路拡大の支援

- ・JAめむろが推進する「十勝めむろブランド」の確立に向けた施設整備や販路拡大策について側面的支援を行うとともに、自発的に生産・加工・販売・流通などを行う農業者団体や、新たな作物への取組などの相談に応じ、効果的な補助制度のアドバイスなどの支援を行います。また、農畜産物の消費拡大に向けた取組をより一層強化します。

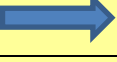
(6) 芽室町農業振興計画の推進

- ・「芽室町農業振興計画 2021」について、目標達成に向けて関係機関と連携して推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①新規就農者数（後継者就農を含む）	農林課調べ	29人 (R4～R7)	29人
②認定農業者等の担い手への農地集積率	農林課調べ	95.9% (R6)	95.0%以上
③日頃、地産地消を意識して買い物をしている町民の割合	住民意識調査	86.0% (R7)	85.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
担い手の育成・確保と労働力支援体制の継続	農林課・農業委員会		実施			
認定農業者等への農地集積	農林課・農業委員会		実施			
経営所得安定対策、国内農業・国際経済政策への対応	農林課		実施			
食育・地産地消に関する事業の継続	農林課		実施			

耕地防風林造成支援対策	農林課		実施				
芽室町産農畜産物のPRとさらなる販路拡大支援	農林課		実施				

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・担い手確保及び労働支援体制の継続
- ・食育に関する事業の継続
- ・芽室町農畜産物のPRと販路拡大策の支援

基本目標 1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化

1-1-2 農業生産性の向上と経営基盤支援

主管課 農林課

1 現状と課題

大規模畑作経営と畜産業がバランスよく調和する本町農業は、大型堆肥センターの整備や、ほ場副産物の有効利用と良質な有機質資材の供給、耕畜連携による家畜ふん尿堆肥の製造など有機質資材の積極的活用によるクリーン農業を実践しています。

また、「環境保全型農業直接支払制度」に取り組む農業者はスタート当初からの大幅増加から、**農家戸数の減少に伴い微減傾向にありますが、取組面積は横ばいから増加傾向にあり**、国の「みどりの食料システム戦略」と歩調を合わせた取組を行っています。

農業の生産性向上のためには、土づくり、適正な輪作体系の推進、有害鳥獣や病害虫への対策など幅広い範囲で指導や支援を行う必要があります。ＪＡめむろと町が共同で運営している「農業振興センター」は、これらの課題の指導機関として大きな役割を果たしており、継続した運営と役割発揮が求められています。

てん菜作付奨励事業は、道内最大級の製糖工場を持つ町として、地域経済への影響や適正輪作体系の維持、土づくりの観点からも重要であるため、**昨今の酷暑の影響による褐斑病対策など掛かり増し経費を踏まえ**、継続した支援を検討する必要があります。

また、**農家戸数の減少に伴い、1戸当たりの経営面積が増加しているため、労働力不足、担い手不足が課題となっており、ＡＩ技術を活用したスマート農業により、農作業の効率化を図り、課題解決に向けた検討を進める必要があります。**

酪農・畜産部門では、**畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター関連事業）や公営事業を活用した基盤整備、1戸当たりの飼養頭数の増加に伴う家畜ふん尿の適正処理の推進、町営牧場は令和8年度からの統合による運営の効率化や哺育育成施設と連携した一体的な運営の検討、家畜伝染病防衛体制の強化及び発生時の支援など、「芽室町酪農・肉用牛生産近代化計画」に基づき、ＪＡめむろなど関係機関と連携しながら、酪農・畜産部門における経営基盤の強化に取り組んでまいります。**

さらに、近年の予測することが困難な社会情勢の変化や自然災害などは、農業経営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、さらなる経営基盤の強化を図ることが必要となっています。

2 施策の方針

環境に配慮し、効率的な農業生産を進めるとともに、本町農業・農畜産物の理解を促進し、農業の持続的発展による安定した地域経済の推進を図ります。

対象	農業経営体 農業者で組織する団体（生産・加工・流通）
意図	生産性の向上に向けた土づくり、適正な輪作、病害虫・有害鳥獣対策を進める 先進的技術や施設整備による効率的な農業経営 地元産農畜産物のＰＲと販路拡大
結果	安全・安心の農畜産物の供給 持続可能な農業経営による地域経済の拡大・推進

3 施策の主な内容

（１）クリーン農業と土づくりの推進

- ・地力の増進のためには土壌改良が必要であり、堆肥などの有機物の畑地還元は土づくりに有効であるため、定期的な土壌診断や農薬残留確認調査の実施など食の安全・安心への取組を支援するとともに、堆肥センターの設備・機器などの計画的更新を行います。
- ・堆肥センターによる堆肥製造と環境保全型農業直接支払制度の活動は連動性もあり、今後も継続し

て実施・支援を行います。

(2) 指導体制（農業振興センター運営等）の継続

- ・農業経営への指導支援と技術情報の提供などを行う「農業振興センター」は、適正な輪作体系の推進、病害虫の発生防止や、適正な作業時期、施肥管理などの指導体制を継続します。

(3) 農業生産振興対策の継続

- ・「てん菜作付奨励事業」は、適正輪作体系の維持のため、**褐斑病対策などの掛かり増し経費を踏まえたうえで、令和8年度から令和11年度までの4年輪作を考え支援を継続します。**
- ・**農家戸数の減少に伴い、1戸当たりの経営面積が増加しており、大規模経営が多い十勝においても、労働力不足、担い手の確保が課題となっています。これらの課題を解決するために、AI技術を活用したスマート農業を推進し、農作業の効率化や生産性向上、コスト低減に向けた支援を行います。**

(4) 農作物有害鳥獣対策の強化

- ・農作物に対する有害鳥獣による被害が継続していることから、農業者の自衛意識醸成を図り、狩猟免許の取得助成や電気柵及び忌避装置（モンスターウルフ、鹿ソニック）の設置助成、**外来生物法に基づくアライグマ防除講習会の開催及び箱わなの貸出し、鳥獣被害対策実施隊の継続配置などを行うとともに、農畜産物残渣や生活廃棄物の適正処理など有害鳥獣を誘引しない周辺環境整備への意識啓発を継続します。また、有害鳥獣残滓等処理施設による捕獲後の残滓の適正処理についても継続します。さらに、ハンターの高齢化等による担い手育成のため猟友会と連携した捕獲技術講習会の開催、令和7年9月に施行された改正鳥獣保護管理法による「緊急銃猟」に対応するための研修参加支援や、関係機関と連携した机上・実地訓練に取り組んでまいります。**

(5) 「芽室町酪農・肉用牛生産近代化計画」の実現

- ・酪農・畜産部門における経営対策としては、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター関連事業）や公社営事業を活用し、施設・機械の整備及び草地造成・整備などに取り組みます。
- ・町営牧場については、町内2か所にある牧場を光勇牧場に統合し、持続的な運営が図られるように取り組みます。また、町営牧場と隣接する哺育育成施設による夏期放牧・舎飼いによる1年を通した一体的な運営について、JAめむろと連携しながら取り組みます。

(6) 安定した農業経営基盤づくりの支援

- ・農業を取り巻く社会情勢の変化、大雨や大雪、台風などによる災害や、不測の事態に対しても農業経営を継続できる安定した経営基盤づくりに、関係機関と連携した支援を行います。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①農業生産額	農業生産額（農業再生協議会）	386億円 (R7)	386億円

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
クリーン農業と土づくりの推進	農林課		実施			
指導体制（農業振興センター運営等）への継続支援	農林課		実施			
農業生産振興対策の継続	農林課		実施			
農作物有害鳥獣対策の強化	農林課		実施			

「芽室町酪農・肉用牛生産近代化計画」の実現	農林課		実施			
-----------------------	-----	--	----	--	--	--

6 展望計画（2031（令和 13）年度～2034（令和 16）年度の展望）

- ・クリーン農業と土づくりの継続
- ・堆肥センターの設備・機器などの計画的更新
- ・指導体制（農業振興センター運営等）への継続支援
- ・てん菜作付面積の維持
- ・スマート農業の推進
- ・農作物有害鳥獣対策の強化、自衛意識醸成、ハンターの後継者対策

基本目標 1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化

1-1-3 農地・土地改良施設等の整備・充実

主管課 農林課

1 現状と課題

本町農業は、小麦、てん菜、ばれいしょ、豆類及びスイートコーンを主要作物とする大規模な畑作経営との酪農・畜産経営の専業化、近年の農業用水などを利用した野菜栽培の導入などにより農業所得の増加が図られ、町の基盤産業として、関連企業の進出も含め地域経済に大きく寄与しています。

しかし、国営事業や道営事業で整備した農業用水施設や土地改良施設の維持管理は最終的に地元自治体が行うこととなり、その範囲は増大し、同時に施設・設備の老朽化も進んでいることから、維持管理体制の充実や管理予算の確保が重要な課題となっています。

また、近年は台風や豪雨などの**自然災害が全国的に発生しているなかで、昨今では雨不足なども全国的な問題となっており**、これまで想定できないような気象状況の変化が見られます。

「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」に基づく「多面的機能支払交付金制度」は地域による自主的な維持管理などの取組であり、農業基盤の維持管理の側面だけでなく、地域のコミュニケーションや地域づくりそのものにも有効な手法として支援を継続していく必要があります。また、粗飼料確保のための草地・飼料畑の造成・更新については、今後も継続して実施していく必要があります。

さらには、干ばつや豪雨など極端な気象状況に対応するため、農業用水施設の整備や排水路の整備及び農業用水・排水施設の長寿命化を図ることが必要であり、これらについては国営・道営の整備基準や事業制度を理解し、各地域への意見交換などを進めていく必要があります。

2 施策の方針

国・北海道への事業予算確保を要望し、計画的な土地基盤整備を進めるとともに、農業用排水施設など既存施設の長寿命化を図り、安定的な農業生産の支援と安心・安全な施設運営を行います。

対象	農地・土地改良施設・農業用水施設・農業経営体
意図	土地基盤の計画的整備が図られる 土地改良施設・農業用水施設の整備と適正な維持管理が図られる
結果	基幹産業である農業の生産基盤となる、農地・土地改良施設・農業用水施設を整備・管理することで、農業経営の安定化と農業産出額の維持・向上を図る

3 施策の主な内容

(1) 土地基盤整備の推進

- ・農業生産の基盤となる農地の整備については、北海道が事業主体となる「道営土地改良事業」に参画し、農村地域を巡回するかたちで計画的な整備を進めており、今後においても各地域における課題や要望に応じた工種・事業量を定め、計画的に実施します。
- ・緊急的な課題対応や比較的小規模な土地基盤整備は、主に市町村が実施する「団体営土地改良事業」による整備に向け、関係機関との協議や調査を進めます。

(2) 農業用水の安定供給

- ・「国営かんがい排水事業 芽室川西地区」の実施により、美生ダムの機器更新や改修、また、小水力発電施設の整備などが概ね完成し、造成から維持管理・運営へ移行します。今後は、**共同管理者となる帯広市と「芽室川西地区共同管理施設維持管理協議会」を設立し、新たな管理運営体制で適切な管理を実施し、農業用水施設の保全と維持管理費用の軽減、さらには、干ばつなどの気象状況においても安定したかんがい用水の供給を図ります。**
- ・「国営かんがい排水事業 十勝川左岸2期地区」の実施により、屈足ダムの機器更新や用水施設の

整備を進め農業用水施設の保全と維持管理費用の軽減を図ります。

(3) 農業排水施設の保全・整備

- ・「国営かんがい排水事業 十勝川左岸2期地区」の実施により、近年の降雨形態変化による流出量の増加から、湛水被害が発生している排水路の再整備を継続し、災害に強い農業用排水路を目指して進めます。
- ・その他老朽化した施設の保全や排水路の再整備に向け、町内全域の現状把握や具体的な被害の状況把握を行うため、施設の長寿命化計画となる「機能保全計画」を排水路ごとに順次策定し、必要に応じて計画に基づいた再整備を実施します。

(4) 土地改良施設の維持管理

- ・各地区環境保全組合で進められている「多面的機能交付金」を活用した活動を継続し、地域による農業・農村環境の維持管理活動を支援します。
- ・パトロール強化による施設確認や修繕などにより、長寿命化や防災・減災に結びつく適正な維持管理のため、現地確認作業を一部民間企業へ委託し、適切かつ迅速な維持管理対応を図ります。

(5) 売電収益を活用した維持管理

- ・小水力発電により得られる売電収益を活用し、小水力発電施設や美生ダム、さらには、すべての土地改良施設への維持管理費用や改築更新費用に充当し、維持管理経費の軽減や施設の長寿命化を図ります。
- ・売電収益を活用し、従来の修繕方法である「事後保全」から、機能保全対策を計画的に実施し事故リスクと機能保全費用を抑える「予防保全」に切り替えて維持管理方法を検討し、かんがい用水利用者に対するサービスの向上を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030/R12)
①土地改良事業整備済み面積	農林課調べ	20,826ha	21,782ha
②農業用排水路の機能保全計画策定数	農林課調べ	41 条	76 条
③利用できる農業用水施設の延長	農林課調べ	463.5km	523.4km

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
土地改良基盤整備の推進 道営土地改良事業参画事業	農林課	➡	実施			➡
農業用水の安定供給 農業用水施設維持管理事業	農林課	➡	実施			➡
農業排水施設の保全・整備 土地改良施設維持管理事業	農林課	➡	実施			➡
売電収益を活用した維持管理 小水力発電施設維持管理事業	農林課	➡	実施			➡

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・国営かんがい排水事業 十勝川左岸2期地区による機器更新、用排水路の再整備の推進
- ・小水力発電施設の適切な維持管理・運用
- ・明渠排水路再整備に向けた計画策定と事業実施

基本目標 1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化

1-1-4 地域林業の推進

主管課 農林課

1 現状と課題

本町は総面積 51,376ha に対し、森林面積が 21,593ha と総面積の 4 割以上を占める森林に恵まれた地域となっています。

一般民有林においては、カラマツ、トドマツなどの人工林が整備されていますが、齢級構成が高い森林が多く割合を占めている状況となっています。

防風保安林においては、10 線防風保安林を代表とする防風保安林が多数整備されており、春先の強風から耕地の作物を守る農業には欠かせない存在となっています。

造林はカラマツを中心とした造林が盛んにおこなわれていますが、齢級構成が高く、防風保安林も含め、伐期を迎える森林が多く存在することから、計画的な伐採を推進し、適切な森林整備を図る必要があります。

また、災害などの未然防止の観点から、公益的機能の発揮が期待される既存の保安林などの維持管理の継続とともに、幹線防風林などは更新を行っていく必要があります、早期に取り進めなければならない課題です。令和元年度に創設された「森林環境譲与税」を活用し、これらの課題解決に向けて一層の地域林業の振興に寄与する取組が必要です。

本町においても、十勝管内で連携する森林認証協議会に参画し、認証材としての高付加価値化を進めるとともに、新たな国の制度に対応する必要があります。

近年は、鳥獣・虫害や気象災害による森林や林道の被害も増加傾向にあり、特に奥地の被害状況把握に関しては時間を要することから、今後も関係機関との連携を密にし、対応機材の導入も含めて検討が必要です。

本町の豊かな森林を将来へ引き継ぐため、森林所有者に限定することなく、自然に親しむ機会を設けることで、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止効果や生物多様性の保全など、森林のさまざまな効用について町民の理解を深める啓発活動も重要な取組となります。

今後も「芽室町森林整備計画」や「芽室町地域材利用推進方針」などの計画に基づき、森林資源の適切な管理や循環利用を計画的に推進することが重要となります。

2 施策の方針

森林が持つ多面的機能の理解促進と、機能に応じた森林の整備・保全を進めます。

対象	町民・町有林・私有林・森林所有者
意図	森林が持つ多面的な機能について町民の理解を深める 計画的な保育・造成などにより森林を適正に管理する
結果	森林が持つ多面的・公益的機能（災害防止・水源かん養・生物多様性の保全・生活環境の保全・地球温暖化防止など）が発揮される

3 施策の主な内容

（１）町有林及び附帯施設の管理事業の推進

- ・個別計画に基づき、国や関係機関の事業も活用しながら町有林の適正な管理と更新を行い、森林の持つ公益的・多面的機能の維持向上を図ります。
- ・防災・減災の観点から、既存の保安林の適切な管理を行うとともに、林齢の高い区域を中心に更新を進めます。
- ・林道や林道橋など附帯施設の点検・維持管理を行うとともに、必要に応じて路網の整備を行います。

（２）民有林への支援

- ・森林の持つ公益的・多面的機能の保全・維持向上を図るため、造林や除間伐、野そ駆除に係る事業に対する支援を継続します。
- ・民有林が計画的かつ適切に維持管理されるよう、森林経営計画の作成や森林認証制度への参加を支援します。
- ・森林環境譲与税の幅広い利活用及び林地台帳制度の運用により、森林の適正な維持管理と不足する林業の担い手確保対策、木材利用の促進や普及啓発を検討します。

(3) 森林・林業への理解促進と森林保全

- ・植樹祭などの自然に親しむ機会を設け、森林のさまざまな効用について理解を促進し、将来へ残すべきものという認識を高めることで、森林の保全と林業への理解を促進します。
- ・林業関係団体などへの参画を継続し、必要に応じてパトロールや治山事業などを実施するなど、森林保全に努めます。

(4) 地域林業の振興

- ・建築物などへの地域材利用、新たな木材製品・技術の普及や木質バイオマスの利用については、関係機関と連携しながら取組を進めます。
- ・**諸外国**の動向や関連対策などについては、関係機関と連携しながら情報把握と必要に応じて対応の検討を進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①森林が持つ多面的機能を知っている町民の割合	住民意識調査	87.6% (R7)	90.0%
②適正に管理されている町有林面積の割合	森林調査簿より	確認中	99.0%以上
③適正に管理されている私有林面積の割合	森林調査簿より	確認中	95.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
町有林及び附帯施設の管理事業の推進	農林課		実施			
民有林への支援	農林課		実施			
森林・林業への理解促進と森林保全	農林課		実施			
地域林業の振興	農林課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・町有林及び民有林の適切な維持管理の実施
- ・森林への理解促進と植樹祭等の森林に触れる機会の創出